

事務事業名		社会福祉法人指導監査等事業				評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)	
政策体系	基本目標	2 やさしくふれあいのある健康福祉づくり				担当組織	担当部	こども福祉部	担当課	社会福祉課
	政策	3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり				担当係	管理係	担当課長名	向田 紀之	
	施策	3 地域福祉の推進と生活保障の充実				新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	1 地域福祉活動の推進				実施計画事業・一般事業		一般事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名				
						市単独事業・国県補助事業		市単独事業		
						任意的事業・義務的事業		義務的事業		
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	年度～	年度	根拠法令 条例等	社会福祉法				
						実施方法		直営		
						事業分類		許認可・審査事務		
						リーディングプロジェクト		該当		
					市長マニフェスト		該当なし			

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

①手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)										
事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)			平成26年度実績(平成26年度に行った主な活動内容)							
社会福祉法に基づき、社会福祉法人に対して、関係法令・通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的助言、指導を行うことにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。			指導監査連絡調整会議の開催(5月) ・社会福祉法人の定款の変更認可 4件 ・社会福祉法人からの現況報告書の届出受理 13件 ・社会福祉法人に対する指導監査 6件							
			活動指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)	
			定款の変更認可件数	件	13	4	6	5	5	
			現況報告書の届出受理	件	14	13	12	12	12	
			指導監査件数	件	5	6	5	8	5	
②対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)										
社会福祉法人(市内に限る)			対象指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)	
			社会福祉法人数		14	13	12	12	12	
目的 ③意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)										
指導監査により適正な法人運営が確保される。			成果指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)	
			指導事項改善件数/指導監査の実施件数	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
④結果(どのような結果に結びつきますか?)										
福祉活動に参加する人が増え、地域福祉が推進される。			上位成果指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)	
			社会福祉大会参加者数	人	468	480	480	490	500	

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)			
	国庫支出金	千円								
	県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円								
	一般財源	千円								
	事業費計(A)	千円	0	0	0	0	0			
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
	人件費	人	1	1	1	1	1			
のべ業務時間	時間	500	500	500	500	500				
人件費計(B)	千円	1,946	1,971	1,971	1,971	1,971				
トータルコスト(A)+(B)	千円	1,946	1,971	1,971	1,971	1,971				

事務事業名	社会福祉法人指導監査等事業	担当部	こども福祉部	担当課	社会福祉課	担当係	管理係
-------	---------------	-----	--------	-----	-------	-----	-----

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会福祉法第30条第1項及び第56条の改正が平成25年4月から施行されたことに伴い、県から市へ事務が移譲されました。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	社会福祉法人の運営にあたっては、透明性や地域への貢献がより一層求められるようになってきている。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	なし

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
現状維持	現状維持により対象外

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	法定受託事務である。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	法定受託事務である。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	法定受託事務が想定する対象者である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がない	理由・改善案	国が定めた法に基づき、社会福祉法人の運営が正常に行われるように指導監査等を実施する事務事業であり、成果向上余地はない。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	類似事務事業名
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	職員人件費のみで事業費はない。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求める必要がない	理由・改善案	法に基づき実施する事業であるため。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)			
	法改正により市が所轄庁でなくなったとき			

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																					
現状維持(従来通り実施)	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。																						
* 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。 (複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×	
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		○	×																			
	低下		×	×																			